給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
長野県上田市芳田1903番地３
再生債務者　金子　明夫
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月22日から平成24年８月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（再ロ）第８号
札幌市中央区南１条西20丁目１番20―403号
再生債務者　藤沢　勉
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月23日から平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１００６５号
東京都江東区大島３―１―14―1001
再生債務者　豊田　周史
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月14日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月28日から平成24年９月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００５７号
東京都新宿区大久保３―14―３―1206
再生債務者　梶田　裕明
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月29日から平成24年９月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
山梨県都留市四日市場812番地５
再生債務者　福壽　健
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月29日から平成24年９月19日まで
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２４年（再ロ）第４４号
大阪市住吉区長居東４丁目12番８号シャトーアネックス903号、前住所鳥取県米子市三本松３丁目10番15号
再生債務者　井澤　将史（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月20日から平成24年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第６号
神戸市北区藤原台南町３丁目12番12号
再生債務者　岡本　鎭夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月８日まで
平成24年７月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号
宮城県大崎市鳴子温泉字築沢50番地１
再生債務者　中鉢　昌樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月19日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号
新潟市北区東栄町３丁目５番10号
再生債務者　安野　洋平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月19日　新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１６年（再ロ）第２０号
北海道苫小牧市緑町１―１―２
再生債務者　鶴田　奈津
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年５月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月19日　札幌地方裁判所小樽支部

外国倒産処理手続の承認の取消し

平成２３年（承）第１号
大韓民国ソウル特別市江南区三成洞145―９
大韓海運ビル
債務者　大韓海運株式会社
承認管財人　イ・ジンバン
同　チェ・ビョンナム
1　主文　外国倒産処理手続の承認を取り消す。
2　理由の要旨　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律56条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月17日
東京地方裁判所民事第８部

解散公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十日
掲載頁　一二四頁（号外第一五七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年七月二十七日
東京都文京区小石川三丁目二九番三号
（甲）株式会社池田紙工
代表取締役　池田　一
埼玉県戸田市新曽九二〇番地
（乙）有限会社池田商事
代表取締役　池田　浩

解散公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式十一万三千株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十七日
掲載頁　一二五頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十七日
掲載頁　一二四頁（号外第一三七号）
平成二十四年七月二十七日
東京都中央区築地四丁目一一番四号
（甲）味の浜藤株式会社
代表取締役　神山　治泰
札幌市西区八軒十条西十丁目一番五三号
（乙）株式会社さっぽろ味の浜藤
代表取締役　神山　治泰
福島県いわき市小名浜字道珍一五九番地
（丙）株式会社いわき味の浜藤
代表取締役　勝山　章夫

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年九月一日であります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十五日
掲載頁　一二五頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十五日
掲載頁　一二四頁（号外第一三七号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十五日
掲載頁　一二四頁（号外第一三七号）
平成二十四年七月二十七日
東京都新宿区新宿三丁目一四番二三号
（甲）株式会社風俗文化研究所
代表取締役　片岡　晃
東京都新宿区新宿三丁目一四番二三号
（乙）株式会社ＡＪＳ
代表取締役　片岡　晃

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年九月一日であります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十日
掲載頁　一二四頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十日
掲載頁　八十九頁（号外第一五六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十九日
掲載頁　九十頁（号外第一五六号）
平成二十四年七月二十七日
東京都新宿区新宿三丁目一四番二三号
（甲）株式会社風俗文化研究所
代表取締役　片岡　晃
東京都新宿区新宿三丁目一四番二三号
（乙）株式会社ＡＪＳ
代表取締役　片岡　晃